

子育て短期支援事業における児童への不適切な対応について（報告）

この度、新潟日報に令和3（2021）年8月13日付けで記事が掲載された上記の件について、ご報告させていただきます。

1 子育て短期支援事業について

平成30年度から実施している宿泊を伴う子どもの預かり事業です。家庭において、保護者の病気や出産・育児疲れなどで一時的に養育することができなくなった際に、市が委託している施設またはご家庭で、お子様を一時的にお預かりする事業です。

2 概要

令和3（2021）年7月22日（木）から23日（金）に、市の子育て短期支援事業をご利用いただいた際、お預かりしたご家庭において不適切な行動事案が発生しました。

具体的には児童を寝かしつけようとした際、なかなか寝ないので児童の両足を持ち、寝ていた布団から畳の上を引きずってしまったということです。その際、児童が擦過傷（長さ約3cm 幅約5mm）を負ったという申し出が7月25日（日）に保護者からあったものです。

3 経緯

月日	内容
7月25日（日）	保護者から市に、子育て短期支援事業を利用した際に、子どもが怪我をしたと連絡があり、保健師2名で自宅を訪問し、傷を確認の上、謝罪した。 その後、預かり事業を行った家庭に電話で聞き取りを行う。
7月30日（金）	子どもの心のケアについて市の臨床心理士が、元気館にて保護者と面談した。その際に子育て支援課長が、保護者に謝罪した。
8月3日（火）	預かり事業を行った方に、元気館に来館いただき聞き取りを行った。
8月12日（木）	市長名の文書を、子ども未来部部長が保護者にお渡しし謝罪した。

3 今後の対応

- (1) 子育て短期支援事業は、一旦中止とする。
- (2) 再発防止に向けて、事業受託者に研修会を実施する。
- (3) お子様を安全にお預かりするよう研修と併せ、注意喚起を行う。